

各位

平成 20 年 11 月 4 日

SBI モーゲージ株式会社

## 災害時生活再建支援特約の取り扱い開始に関して

SBI モーゲージ株式会社（本店：東京都港区、代表取締役執行役員 COO：円山 法昭、以下「SBI モーゲージ」）は、AIU 保険会社（本店：東京都千代田区、日本における代表者：横山 利夫）と提携し、11 月 4 日より『災害時生活再建支援特約（以下、「本補償特約」）』の取り扱いを開始いたします。

SBI モーゲージは、当社住宅ローンをご利用していただいたお客さまが、火災・地震・風災のような身近に起こりうる自然災害によって損害を被った場合の生活再建を目的として、本補償特約を AIU 保険会社と共同開発いたしました。本補償特約の内容としては、災害によって住宅への居住が、一時的に不能になってしまった場合（※1）、若しくは一定の事項により永続的に不能になってしまった場合（※2）に住宅ローンの毎月返済相当額を保険金としてお支払いするものです。

既に当社は AIU 保険会社と提携し、ローン利用者特約付ホームライフ総合保険『グッドパッケージ補償プラン』をご提供しております。また、平成 20 年 10 月 1 日より入院保障特約付 8 疾病保障特約『8 疾病保障特約プレミアム』・失業保障特約『三ツ星くん』の取り扱いを開始しており、住宅ローンを返済していく上で想定される重大なリスクである「災害」・「疾病」・「失業」という分野において、お客さまのニーズに合わせてカバーできる環境を整えておりました。

今回の本補償特約の取り扱いにより、「災害」への対応力が一層強化され、お客さまのニーズに対してよりきめ細やかな対応が実現します。

SBI モーゲージは、今後もお客さまの視点に立った優れた商品の提供に、より一層努めてまいります。

（※1）（※2）に関する内容は別紙の商品概要をご参照下さい。

（※）詳しい補償内容や保険金が支払われない場合などお客さまの不利益となる事項については「重要事項説明書」の「契約概要」・「注意喚起情報」で必ずご確認ください。

お問い合わせ先 : SBI モーゲージ株式会社 経営管理部 植松 Tel : 03-6229-0145

(別紙) 災害時生活再建支援特約の商品内容について (平成 20 年 11 月 4 日現在)

対象住宅ローン	1981 年 1 月 1 日以降の建築年月である住宅建物へのローン
対象とならない住宅ローン	<p>(1) リフォームローン</p> <p>(2) 土地のみを購入するためのローン</p> <p>(3) 可動式の住居へのローン</p> <p>(4) 賃貸を目的とする住宅へのローン</p> <p>(5) 別荘などセカンドハウスへのローン</p> <p>(6) 住宅ローン以外のローン</p> <p>(7) 1980 年 12 月 31 日以前の建築年月である住宅建物に対するローン</p>
補償内容	<p>・本補償特約の補償内容は、「住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険」における補償内容を基準に次のとおりとします。</p> <p>1. 一時的居住不能の場合</p> <p>下記の(1)または(2)のいずれかの物的損傷を受け、かつ、その損傷の修理に 14 日以上を要した場合に補償されます。</p> <p>(1) 次のイからへのいずれかの事由により、金銭消費貸借契約における担保物件の目的物である不動産が半損以上の損害（延べ床面積の 20%以上）を被った場合</p> <p>イ 風災、ひょう災または雪災      ロ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>ハ 火災、落雷、破裂または爆発      ニ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突</p> <p>または倒壊</p> <p>ホ 給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ      ヘ 騒じょう等</p> <p>(2) 水災によって金銭消費貸借契約における担保物件の目的物である不動産が、床上浸水または地盤面より 45cm を超える浸水を被った結果受けた物的損傷</p> <p>2. 永続的居住不能の場合</p> <p>風災、ひょう災または雪災、地震もしくは噴火またはこれらによる津波または水災の結果、下記の(1)または(2)に掲げるいずれかの事由により、被保険者が金銭消費貸借契約における担保物件の目的物である不動産に永久に居住できない場合に補償されます。</p> <p>(1) 建築基準法および地方公共団体の条例に定める災害危険区域内における建築物の建築禁止、居住制限・除却等の命令を受けること</p> <p>(2) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく移転勧告等に従い移転すること</p>
補償金額	<p>・本補償特約の補償金額は、「住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険」における保険金額を基準に次のとおりとします。</p> <p>1. 一時的居住不能の場合</p> <p>居住不能が発生した時点における金銭消費貸借契約に基づき、居住不能が発生した時点から居住が可能になるまでの期間に被保険者が負担するローン返済額をお支払いします（居住不能が発生した日から 12 ヶ月を限度とします）。</p> <p>但し、建築基準法などに基づく建築制限等、法規制・行政命令等より、修理、再築に着</p>

	<p>手できず、居住不能が発生した時点から 12 ヶ月を超えて居住不能の状態が継続する場合は、居住不能が発生した日から 24 ヶ月を限度とします。</p> <p>2. 永続的居住不能の場合</p> <p>居住不能が発生した時点における金銭消費貸借契約に基づき、支払対象期間に被保険者が負担するローン返済額をお支払します（24 ヶ月とします）。</p>
補 償 期 間	<p>・本補償特約の補償期間は、「住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険」における保険責任期間を基準に 1 年間とし、2 年目以降被保険者から特段のお申し出または SBI モーゲージから特段のご案内がない限り、特約は継続いたします。</p>

### 特約料

災害時生活再建支援特約	融資金 100 万円あたり	融資 2,500 万円の場合
加入時年齢に関わらず	400 円	10,000 円